
資料編

1 計画の策定体制

横須賀高齢者保健福祉計画（第7期介護保険事業計画を含む）は、横須賀市社会福祉審議会条例に基づき、横須賀市社会福祉審議会に設置する福祉専門分科会を9回開催し、審議いたしました。

（1）横須賀市社会福祉審議会条例

（総則）

第1条 社会福祉法(昭和26年法律第45号。以下「法」という。)第7条第1項の規定に基づく横須賀市社会福祉審議会(以下「審議会」という。)の組織及び運営については、法令に定めがあるもののほか、この条例の定めるところによる。

（組織）

第2条 審議会は、委員25人以内をもって組織する。

- 2 審議会委員及び法第9条第1項に規定する臨時委員(以下「臨時委員」という。)の任期は、3年とする。ただし、補欠の委員及び臨時委員の任期は、前任者の残任期間とする。
- 3 臨時委員は、前項の規定にかかわらず、担当する特別の事項の調査審議が終了したときは、その任期を終了するものとする。

(平17条例4・旧第3条繰上、平25条例74・一部改正)

（委員長の職務代理）

第3条 法第10条に規定する委員長(以下「委員長」という。)に事故があるときは、あらかじめ委員長が指名した委員がその職務を代理する。

(平17条例4・旧第4条繰上)

（会議）

第4条 審議会の会議は、委員長が招集する。

- 2 委員長は、委員の4分の1以上が審議すべき事項を示して招集を請求したときは、会議を招集しなければならない。
- 3 委員長は、会議の議長となる。
- 4 審議会は、委員の半数以上の出席がなければ、会議を開くことができない。
- 5 会議の議事は、出席委員の過半数で決し、可否同数のときは、議長の決するところによる。

6 臨時委員は、当該特別の事項について会議を開き、議決を行う場合に限り、前2項の規定の適用については、委員とみなす。

(平17条例4・旧第5条繰上)

(専門分科会)

第5条 法第11条第1項及び第2項の規定に基づき、審議会に次に掲げる専門分科会を置き、それぞれ当該各号に掲げる事項を調査審議する。

- (1) 障害者福祉専門分科会 障害者の福祉に関すること。
- (2) 福祉専門分科会 前号及び法第11条第1項に規定する事項以外の福祉に関すること。

2 審議会は、前項の専門分科会の決議(重要又は異例な事項を除く。)をもって、審議会の決議とする。

(平17条例4・旧第6条繰上・一部改正)

(専門分科会の委員等)

第6条 前条第1項の専門分科会に属すべき委員及び臨時委員は、委員長が指名する。

- 2 前条第1項の専門分科会及び法第11条第1項に規定する民生委員審査専門分科会に専門分科会会長を置き、当該専門分科会に属する委員及び臨時委員が互選する。
- 3 専門分科会会長は、当該専門分科会の事務を掌理する。
- 4 専門分科会会長に事故があるときは、あらかじめ専門分科会会長が指名した委員又は臨時委員がその職務を代理する。
- 5 第4条の規定は、専門分科会の会議について準用する。

(平17条例4・旧第7条繰上・一部改正)

(審査部会)

第7条 審議会は、次に掲げる事項について諮問を受けたときは、社会福祉法施行令(昭和33年政令第185号)第3条第1項に規定する審査部会の決議をもって審議会の決議とする。

- (1) 身体障害者の障害程度
 - (2) 身体障害者手帳の交付に係る医師の指定又は指定の取消し
 - (3) 身体障害者の更生医療を担当する医療機関の指定又は指定の取消し
- 2 第4条及び第6条第2項から第4項までの規定は、審査部会の会議及び委員について準用する。

(平17条例4・旧第8条繰上・一部改正、平25条例74・一部改正)

(その他の事項)

第8条 この条例に定めるもののほか、審議会の運営に関し必要な事項は、審議会の同意を得て委員長が定める。

(平17条例4・旧第9条繰上)

附 則

この条例は、平成13年4月1日から施行する。

附 則(平成17年3月31日条例第4号)抄
(施行期日)

1 この条例は、平成17年4月1日から施行する。

附 則(平成25年12月17日条例第74号)

この条例は、公布の日から施行する。

(2) 横須賀市社会福祉審議会 福祉専門分科会委員名簿

(横須賀高齢者保健福祉計画(第7期介護保険事業計画を含む)検討委員)

五十音順、敬称略。

氏 名	役 職 名	
青 木 孝 行	横須賀市シルバー人材センター事務局長	
稲 葉 抄 子	横須賀市社会福祉協議会地域福祉課長	
◎ 白 井 正 樹	神奈川県立保健福祉大学社会福祉学科長	
嘉 山 静 子	神奈川県看護協会横須賀支部長	
小 菅 光 明	公募市民	
高 橋 達 也	横須賀市薬剤師会会長	
田 口 和 江	公募市民	
田 原 紀美子	特別養護老人ホーム シャローム施設長	平成29年5月31日まで
千 場 純	横須賀市医師会副会長	
原 茂 良	特別養護老人ホーム 興寿苑施設長	平成29年6月1日から
○ 松 本 好 史	横須賀市歯科医師会会長	

◎は福祉専門分科会会長、○は職務代理者を示します。

(3) 横須賀市社会福祉審議会 福祉専門分科会 開催経過

第1回

- 開催日時 平成29年5月23日(火) 午後1時30分から午後3時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 会議室B
主な議事 ①横須賀高齢者保健福祉計画策定スケジュールについて
②介護保険運営状況について
③高齢者アンケート調査等の結果について

第2回

- 開催日時 平成29年6月20日(火) 午後1時30分から午後3時まで
開催場所 横須賀市役所消防局庁舎 消防局第2・第3会議室
主な議事 ①計画の骨子
②計画策定の趣旨、高齢者を取り巻く状況、
平成32年の高齢者像、計画の基本目標

第3回

- 開催日時 平成29年7月18日(火) 午後1時30分から午後3時まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301 会議室
主な議事 ①社会参加の継続と促進、生きがいづくり
②認知症施策の推進

第4回

- 開催日時 平成29年8月17日(木) 午後2時から午後4時50分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 正庁
主な議事 ①介護予防期の支え合いの仕組みづくり
②日常生活の支援
③虐待の防止

第5回

- 開催日時 平成29年9月12日(火) 午後2時から午後4時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301 会議室
主な議事 ①要介護期の支え合いの仕組みづくり
②人生の最終段階における支え合いの仕組みづくり
③住まい方の支援・施設等の充実
④人材確保と定着促進
⑤給付の適正化

第6回

- 開催日時 平成29年10月5日(木) 午後2時から午後3時50分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301 会議室
主な議事 ①介護サービス量等の推計
②給付費の推計

③横須賀高齢者保健福祉計画（案）について

第7回

開催日時 平成29年10月19日（木） 午後1時30分から午後2時35分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
主な議事 ①横須賀高齢者保健福祉計画（パブリック・コメント案）
について

第8回

開催日時 平成29年12月21日（木） 午後2時から午後3時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 301会議室
主な議事 ①パブリック・コメント手続の結果（案）について
②横須賀高齢者保健福祉計画（最終案）について

第9回

開催日時 平成30年2月8日（木） 午後2時から午後2時30分まで
開催場所 横須賀市役所本庁舎 正庁
主な議事 ①横須賀高齢者保健福祉計画（答申案）について
②パブリック・コメント手続の結果について

2 用語集

あ 行

MC I（エムシーアイ）

Mild Cognitive Impairmentの略。軽度認知障害、正常でもない認知症でもない正常と認知症との中間の状態。

か 行

介護医療院

説明は136ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

介護支援専門員（ケアマネジャー）

要介護者からの相談に応じ、その心身の状況、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、サービス事業者等との連絡調整などを行う者。

介護認定審査会

説明は177、178ページ。

介護認定審査調整委員会

介護認定審査会の審査方法および判定基準の均一化を図るために設置された組織。介護認定審査会委員のうちから指名された5人の委員が、審査方法や判定基準等に関して審議を行う。

介護予防サポーター

説明は59ページ。

介護予防・日常生活支援総合事業（総合事業）

団塊の世代が75歳以上となる平成37年（2025年）に向け、介護が必要な状態になっても住み慣れた地域で暮らし続けることができるようにするため、市町村が中心となって、地域の実情に応じて、住民等の多様な主体によるサービスを充実することで、地域の支え合い体制づくりを推進し、要支援者等に対する効果的かつ効率的な支援等を可能とすることを目指す事業。

総合事業は、介護予防給付から、①介護予防訪問介護と介護予防通所介護を移行

し、要支援者等に対して必要な支援を行う介護予防・生活支援サービス事業と、②第1号被保険者に対して体操教室等の介護予防を行う一般介護予防事業からなる。
→59～65ページ参照。

介護療養型医療施設

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

介護老人福祉施設（特別養護老人ホーム）

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

介護老人保健施設

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

通いの場

町内会館など身近な会場で、住民同士が活動を行うための定期的な集まり。介護予防に効果的といわれている。→61ページ参照。

看護小規模多機能型居宅介護（複合型サービス）

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

基本チェックリスト

高齢者の生活機能を評価し、要介護状態となるリスクを予測することを目的に開発された25項目の質問票。

居宅介護支援

在宅の要介護者のケアマネジメントを行うこと。

居宅療養管理指導

説明は12ページ。

グループホーム（認知症対応型共同生活介護）

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

ケアハウス（軽費老人ホーム）

説明は129ページ。

ケアプラン

要介護認定等を受けた人が、どのような介護サービスをどのように利用するのか

を整理した利用計画書。ケアマネジャーが要介護等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえ、介護保険のサービスだけでなくボランティアや介護保険外のさまざまなサービスを組み合わせて作成する。

ケアマネジメント

要介護者等の心身の状況や、希望、必要性などを踏まえてケアプランを作成し、適切な介護サービス等が利用できるよう、事業者との連絡調整などを行うこと。

ケアマネジャー（介護支援専門員）

→介護支援専門員を参照。

軽費老人ホーム（ケアハウス）

→ケアハウスを参照。

言語聴覚士

ことばや聴こえに問題をもつ人に専門的サービスを提供し、自分らしい生活を構築できるよう支援する専門職。また、摂食・嚥下の問題にも専門的に対応している。

さ 行

サービス付き高齢者向け住宅

説明は129ページ。

在宅療養後方支援病院

在宅医療を受けている患者の急変時に備え、緊急入院を受け入れるための病床を確保している病院。

在宅療養支援診療所

説明は106ページ。

在宅療養ブロック連携拠点

説明は106ページ。

作業療法士

入浴や食事など日常生活の動作や、手工芸、園芸及びレクリエーションまであらゆる作業活動を通して、日常生活をスムーズに送るための複合的動作を可能とする訓練を行う専門職。

支え合い活動

地域住民同士が相互に支え合う活動のこと。具体例として、日常生活の困りごとに対して生活支援（例　ごみ出し、買い物支援など）を提供する活動や、皆が通い集うことができる場の運営などが挙げられる。

指定市町村事務受託法人

介護保険法の規定により、「居宅サービス担当者等に対する保険給付に関する照会事務」または「要介護認定調査事務」について、保険者（市町村等）から委託を受けて実施する法人として、都道府県が指定している。横須賀市の指定市町村事務受託法人は「要介護認定調査事務」のみを行っている。

市民後見人

成年後見制度において、親族以外の第三者後見人であって、専門職（弁護士、司法書士、行政書士、社会福祉士等）以外の人。一定の研修を受講した後、活動を行う。

小規模多機能型居宅介護

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

シルバーハウジング

高齢者等の生活特性に配慮してバリアフリー化され、生活援助員（ライフサポートアドバイザー）による日常生活支援サービスの提供を行っている公営住宅。

生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）

地域において、生活支援・介護予防サービスの提供体制に向けたコーディネート機能（主に資源開発やネットワーク構築の機能）を果たす者。高齢者の生活支援・介護予防サービスの体制整備を推進していくことを目的として活動する。

→69ページ参照。

生活支援体制整備事業

生活支援・介護予防サービスの体制整備を図るための事業。地域支え合い協議会の設置と生活支援コーディネーター（地域支え合い推進員）を配置し、地域におけるさまざまな主体によるサービス提供体制の構築を推進する。

成年後見制度

説明は147ページ。

総合事業（介護予防・日常生活支援総合事業）

→介護予防・日常生活支援総合事業を参照。

た 行**第1号被保険者、第2号被保険者**

介護保険の被保険者の区分。第1号被保険者は65歳以上の人、第2号被保険者は医療保険に加入している40歳～64歳の人。（介護保険を利用できない特定の施設に入所している一部の人を除く。）

多職種連携

在宅療養を支援するために、医療や介護に関わる専門職（医師、歯科医師、薬剤師、訪問看護師、ケアマネジャー、ホームヘルパーなど）が、連携をしていくこと。

地域ケア会議

説明は89ページ。

地域支え合い協議会

説明は69ページ。

地域支え合い推進員（生活支援コーディネーター）

→生活支援コーディネーターを参照。

地域支援事業

説明は197～199ページ。

地域包括ケアシステム

説明は43～45ページ。

地域包括支援センター

説明は85、86ページ。設置場所は87、88ページ。

地域密着型介護サービス

介護保険サービスの分類の一つで、主に認知症のある人など、住み慣れた地域での生活を継続することが望ましい人向けのサービス。原則として、サービス事業所や施設のある市町村の被保険者のみ利用することができる。

→具体的なサービスの種類は13ページを参照。

定期巡回・随時対応型訪問介護看護

説明は13ページ。施設整備については第7章（127～141ページ）参照。

特定施設

説明は132ページ。

特定施設入居者生活介護

説明は133ページ。

特別給付

説明は192ページ。

特別養護老人ホーム（介護老人福祉施設）

→介護老人福祉施設を参照。

な 行

日常生活圏域

説明は28ページ。

二次医療圏

一般的な入院医療への対応を図るため、一体の区域として設定する圏域。
横須賀市は、鎌倉市、逗子市、三浦市、葉山町とで二次医療圏を構成。
市町村を区域とするのは、一次医療圏。

認知症カフェ

認知症の人とその家族が、地域の人や専門家と相互に情報共有し、お互いに理解し合うために気軽に集まることのできる居場所。

認知症キャラバンメイト

説明は120ページ。

認知症ケアパス

説明は117ページ。横須賀市では「にこっとパス」と称している。

認知症サポート医

説明は119ページ。

認知症サポーター

説明は120ページ。

認知症疾患医療センター

説明は119ページ。

認知症初期集中支援事業

説明は119ページ。

認知症対応型共同生活介護（グループホーム）

→グループホームを参照。

認知症地域支援推進員

説明は117ページ。

は 行

徘徊高齢者SOSネットワーク

認知症の高齢者等が徘徊で行方不明となってしまった場合に、なるべく早く発見・保護できるよう、協力機関と支援体制を結び、高齢者の安全と家族等への支援を図る仕組み。

複合型サービス（看護小規模多機能型居宅介護）

→看護小規模多機能型居宅介護を参照。

や 行

横須賀市都市政策研究所

平成14年（2002年）4月に設置した「自治体シンクタンク」。政策の企画立案に必要な情報の調査・分析、他部局が行う政策の支援、職員の政策形成能力向上に向けた支援などを行っている。

ら 行

理学療法士

マッサージ・温熱・電気などを用いる物理療法と、筋肉増強・機能訓練・歩行訓練などの運動療法を組み合わせる運動障害の回復・改善をはかる理学療法を行う資格者。

リハビリテーション専門職

理学療法士・作業療法士・言語聴覚士のことで、リハビリテーションを実施する資格者。